

宮古市営建設工事等入札談合情報対応処理基準

平成 18 年 2 月 24 日

市 長 決 裁

改正平成 19 年 3 月 26 日 改正平成 19 年 6 月 27 日

改正平成 30 年 4 月 1 日

第 1 公正入札調査委員会

- 1 市営建設工事の入札の適正を期し、入札談合に関する情報等に対する的確な対応を行うため、宮古市営建設工事等公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会の運営については、別に定める。

第 2 一般原則

1 情報の確認及び通報

入札に付そうとする工事及び建設関連業務について入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合は、当該情報の提供者の氏名、連絡先等を確認し、直ちに契約管財課長へ通報するものとする。

なお、情報提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

また、新聞等の報道により談合情報を把握した場合も、契約管財課長へ通報するものとする。

2 報告

契約管財課長は、1により談合情報に係る通報を受けた場合は、情報内容を談合情報報告書（様式第 1 号。以下「報告書」という。）にまとめ、速やかに委員長に報告するものとする。

3 委員会の召集及び審議

委員長は、前項の報告を受けた場合は、委員会を召集するものとする。

委員会は、2により契約管財課長から報告を受けた事項及びその他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応について、調査、審議するものとする。

4 市長への報告

委員会は、談合情報を把握した場合は、談合情報への対応について速やかに市長へ報告するものとする。

5 公正取引委員会への通報

談合情報があった場合は、委員会の判断により手続の各段階において別紙 1 により公正取引委員会に通報するものとする。

6 報道機関等との対応

談合情報を把握した後において、報道機関等から発注者としての対応について説明を求められた場合は、原則として契約管財課長が対応するものとする。

第 3 具体的な対応

談合情報があった場合は、原則として次に従い対応するものとする。

なお、詳細な手順等については第 4 の定めにより行うものとする。

- 1 委員会は談合情報が次の各号に該当する場合に、2 以下により対応するものとする。
 - (1) 情報提供者の氏名及び連絡先等が明らかであって、次のアからカまでのいずれかの情報が含まれている場合
 - ア 落札予定者
 - イ 落札（入札）予定金額
 - ウ 談合が行われた日時、場所、方法、談合に参加した者の名称等

エ 具体的な談合組織の存在

オ 発注者が公表していない情報

カ その他談合に参加した者以外に知り得ない情報

(2) 匿名による情報であって、(1)のアからカまでのいずれか2以上の情報が含まれている場合

(3) 匿名による同一内容の情報が複数よせられた場合で、そのいずれもが(1)のアからカまでのいずれかの情報が含まれている場合

2 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を公正取引委員会へ通報する。

(2) 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行う。

事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日に行うか、又は入札開始時刻又は入札日の繰り下げにより入札を延期したうえ行う。

聴取の結果については、事情聴取書（様式第2号）を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付する。

(3) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、次のとおり明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、指名競争入札心得第5条又は条件付一般競争入札心得第7のいずれかにより入札の執行を延期又は取りやめるものとし、その旨を公正取引委員会へ通報する。

ア 事情聴取等の結果、入札参加者等から情報が事実である旨の証言を得たとき。

イ 調査の結果、談合の存在を伺わせるメモ類（談合札、星取り表等）、録音テープ等入手したとき又は利害関係を有しない者からの確実な証言を得たとき。

(4) 談合の事実があったと認められなかった場合の対応

ア 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められなかった場合は、全ての入札参加者に対し談合等の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出するよう求め、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合は、指名競争入札心得第6条(12)又は条件付一般競争入札心得第8(3)のいずれかにより入札を無効とする旨の注意を促し、入札を執行する。また、誓約書の写しを公正取引委員会に送付する。

イ アにより入札を執行する場合は、全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し積算の詳細がわかる工事費等内訳書(以下「内訳書」という。)を提示するよう要請する。ただし、内訳書の提示を求めるとしてない入札である場合において、入札日に事情聴取を行う等あらかじめ内訳書の提示を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、内訳書のチェックの必要性等を考慮のうえ、内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は内訳書の提示を要請のうえ、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかの方法により対応するものとする。

ウ 入札には、積算担当者（当該工事等の積算内容を把握している職員）が立ち会い、内訳書を入念にチェックする。

エ 内訳書のチェックをする場合において、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、(3)により対応する。

オ 入札終了後に、入札調書の写しを公正取引委員会へ送付する。

(5) 市長への報告

(1)から(4)までの対応をとった場合は、各段階において速やかに市長へ報告する。

3 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合情報があった場合は、入札結果を公表しているものもあることから、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることなどに留意しつつ、以下の手続きによることが適切か否かを第2の3により判断する。

(1) 契約締結以前の場合

ア 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を公正取引委員会へ通報し、併せて入札調書の写しを送付する。

イ 事情聴取

入札を行った全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。

聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付する。

ウ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、指名競争入札心得第6条(12)又は条件付一般競争入札心得第3(18)のいずれかにより、入札を無効とし、その旨を公正取引委員会へ通報する。

エ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合は、入札を行った者全員から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約を締結する。また、誓約書の写し及び入札調書の写しを公正取引委員会へ送付する。

オ 市長への報告

アからエまでの対応をとった場合は、各段階において速やかに市長へ報告する。

(2) 契約締結後の場合

ア 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を公正取引委員会へ通報し、併せて入札調書の写しを送付する。

イ 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行う。

事情聴取の結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付する。

なお、事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、着手工事等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断する。

また、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会へ通報する。

ウ 市長への報告

ア及びイの対応をとった場合は、各段階において速やかに市長へ報告する。

第4 個別手続きの手順等

第3に定める事情聴取等の手続きは、次に掲げる事項に留意して行う。

1 調書

契約管財課長は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合は、情報の内容を報告書にまとめるものとする。

2 公正取引委員会への通報等

(1) 公正取引委員会への通報等は、委員会の委員長名で行う。

(2) 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務局東北事務所審査課とする。

(3) 公正取引委員会への通報等は、内容について公正取引委員会から問い合わせがあ

ることが予想されるので、提出した資料の範囲内での確な対応ができるよう整理しておく。

- (4) 公正取引委員会へは、委員会の判断により手続きの各段階で事情聴取、誓約書、入札調書の写し等を送付するものとするが、事情聴取から入札までの手続き等を引き続いて行う場合は、これらを入札終了後にまとめて送付することができるものとする。

3 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、委員会の複数の委員により行うものとする。
- (2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、1社ずつ面談室に呼び、聴き取りを行う。
- (3) 聴取結果については、事情聴取書を作成する。

4 誓約書の提出等

- (1) 誓約書については、誓約書を公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知したうえ、対象者から自主的に提出させるものとする。
- (2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合は、入札を無効とする旨」等の注意事項を読み上げるなどその旨を周知するものとする。

5 内訳書のチェック

積算担当者は、入札に立ち会うこととし、第1回の入札においては、全入札者が入札書を入札箱に投入した後入札執行者が受領した内訳書を引き取り、談合の形跡がないか入念にチェックするものとし、受領した内訳書は入札者には返却しないこととする。

また、開札は、積算担当者から内訳書のチェックが完了した旨の報告を受けた後執行する。

なお、事情聴取、内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と内訳書のチェックを並行して実施することができるものとする。

6 報道機関との対応

報道機関との対応において、契約管財課長のみでは十分な対応ができない場合は、委員長が指示した者が併せて対応するものとする。

談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
工 事 名	工事
入札（予定）日時	年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	・報道機関 () ・その他 () 役職・氏名等
受 信 者	所属・職・氏名
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	

様式第 2 号 (第 3 関係)

事 情 聴 取 書

工 事 名

業 者 名

被事情聴取者の
職 及 び 氏 名

事情聴取者の
職 及 び 氏 名

日 時 年 月 日 () 時 分

場 所 宮古市役所 階会議室

質 問	聴 取 内 容
1 工事の入札に先立ち、既に落札業者が決定している (た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
2 本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、又は話し合いをしたことがありますか。	
3 あったとすれば、どの様な内容の打ち合わせ、又は話し合いでしたか。	

別紙1

管 第 号
年 月 日

公正取引委員会事務局
東北事務所長 様

宮古市市営建設工事等公正入札調査委員会
委員長 宮古市副市長

談合情報に関連する資料の送付について
各市所管の 工事の入札に係る談合情報に関連
する資料を、別添のとおり送付いたします。

記

- 1 談合情報報告書 (写)
- 2 事情聴取書 (写)
- 3 誓約書 (写)
- 4 入札調書 (写)
- 5 処理経過
- 6 入札に関する連絡 (無効・延期・取り消し)
(該当する番号を○で囲むこと。)

別紙 2

事情聴取項目（参考例）

- 1 工事の入札に先立ち、既に落札者がけっしている（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。
- 2 本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、又は話し合いをしたことがありますか。
- 3 あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、又は話し合いでしたか。

* 事情聴取の際、談合の事実があったと認められなかった場合

談合の事実がない旨の誓約書を提出していただけないでしょうか。
なお、提出された場合、誓約書の写しは公正取引委員会及び警察当局に送付されることがあります。

誓 約 書

年 月 日

宮 古 市 長 様

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 及 び 氏 名 印

当社は、今般の下記工事の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触するような不正行為は一切行っていないことを誓約するとともに、今後ともそのような行為を行わないことを誓約します。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察当局に送付されても異議はありません。

記

工事名

工事

参考 指名競争入札心得第5条

(公正な入札の確保)
第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

入札執行に係る注意事項

談合情報があった入札に関し、事情聴取においてその事実があったことが確認できなかったことにより入札を執行する際は、以下の事項を読み上げ注意を喚起すること。

記

- 1 本件入札について談合があったとの情報があったが、入札に際し入札心得を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合は、〇〇〇〇〇〇競争入札心得第〇〇（〇）の規程に基づき、入札は無効とする。

参考 指名競争入札心得

第6条 次に該当する入札は、無効とする。 (12) 明らかに連合によると認められる入札
--